

島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業実施要領 (プロフェッショナル出前授業)

(趣旨)

第1条 この要領は、学校において実践的な消費者教育を推進することにより、若年者の消費者被害を防止し、社会の一員として自主的かつ合理的に行動する自立した消費者の育成を目的として実施する島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業（プロフェッショナル出前授業）（以下「出前授業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(派遣先)

第2条 講師の派遣先は、県内の中学校・高等学校・義務教育学校、特別支援学校、大学、工業高等専門学校及び各種専修学校並びに学校教育に関わる教職員や保護者の研修等の場（以下「学校等」という。）とする。

(講師)

第3条 島根県環境生活部環境生活総務課長（以下「課長」という。）は、別に定める「島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業（プロフェッショナル出前授業）講師選定審査委員会設置要領」に基づき設置された審査委員会により選定された個人又は団体の中から講師を派遣するものとする。

(派遣手続)

第4条 講師の派遣は、次に定める手続による。

(1) 講師派遣の申請

講師の派遣を希望する学校等の長は、派遣希望日の概ね2カ月前までに、課長に対し、「島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業講師派遣申請書」（様式第1号）又は「島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業講師派遣申請書（打合用）」（様式第1号の2）を提出するものとする。

(2) 派遣の決定

課長は、派遣申請の内容がこの要領の規定に適合すると判断した場合は、派遣申請の内容を勘案し、派遣すべき講師を決定する。この場合において、課長は、講師派遣依頼書（様式第2号）により講師へ依頼するものとする。

(3) 派遣の通知

課長は、派遣する講師を決定したときは、派遣講師の氏名を申請者に通知するものとする。

(従事時間等)

第5条 出前授業に従事する時間は、原則として、午前10時から午後4時までとする。
2 1回の出前授業に従事する時間は、おおむね1時間から2時間までの範囲とする。

(謝金等)

第6条 出前授業の実施に係る謝金等については、別に定める「島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業における講師派遣に係る謝金等について」に基づき県が負担する。ただし、出前授業において資料代及び材料費等が必要なときは、原則として学校等が負担する。

(実施報告)

第7条 学校等は、出前授業を受けた後速やかに「島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業実施報告書」（様式第3号）又は「島根県消費者教育外部人材活用講師派遣事業実施報告書（打合用）」（様式第3号の2）を作成し、課長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この事業の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年5月16日から施行する。

附 則
この要領は、令和6年1月30日から施行する。